

公 告

住所不明組合員の脱退手続きに関するお知らせ

2019年 1月 28日  
生活協同組合コープえひめ  
理事長 美 濃 欽 也

定款第10条(自由脱退)、および「住所不明組合員の脱退手続きに関する規程」にもとづいて、住所不明組合員については2018年度末をもって自由脱退のお申し出があったものとみなして手続きをとらせていただきます。

お心当たりの方は、下記の内容についてご確認ください。

1. 対象となる方

毎年お送りする「出資配当・利用割戻し通知書はがき」と「電話でのお問い合わせ」により、過去3年間一度も住所確認ができなかった方で、なおかつ商品・サービス・保険・共済等のご利用がまったくなかった方が今回の「自由脱退」の対象です。

2. 対象となる方の名簿の閲覧または問い合わせ

上記の方の名簿を、お店、支所、本部等事務所に備えてありますので、閲覧が可能です。お電話でのお問い合わせにお答えすることもできます。

3. 名簿の閲覧期間

2019年1月28日～2019年3月31日とします。

この期間中に本人の新しいご住所が確認できた方は「自由脱退」手続きを取り消します。

4. 「自由脱退」の手続きの実施について

2019年3月31日までに、お申し出がなく住所が確認できなかった方について2019年3月31日付けで「自由脱退」の手続きをとらせていただきます。

なお、「自由脱退」の手続きをしますと組合員資格はなくなりますが、2021年3月31日までの2年間は出資金をお預かりしています。

この間にお申し出いただければ、組合員として再登録するか、出資金をお返しすることができます。

以 上